第1号様式(第11条、第13条、第14条関係)

事業者排出量削減計画書 新規·変更)

(あて先)京都府知事	183
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又に
京都市東山区本町15町目749番地	京都第一赤十字病院 院長 依田 建
	電話 075 - 561

克	化対策条例第19条第1項(第19	久第9百 第19	を第3項)の担定	アトロ規川コ、	d: - -			
特定事業者の主たる業種	受化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。 総合病院							
該当する事業 者要件	 ☑ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 							
計画期間								
	使用エネルギーの転換並びに病院改築整備の早期実現に向けての検討 当面の目標として使用エネルギーの転換計画の草案を施設課で作成							
年度ごとの具 体的な取組及	年度 設備、対象、工程等 計 画 内 容 18 熱源改修工事 重油からガスへのエネルギー転換に関する資料収集・調査							
び措置	18 熱源改修工事		ネルギー転換に関する	資料収集・調査				
0.1116	19 // 計画 (案) の作成							
			fig. 1					
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))		目標年度(計画) (19) 年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画) (%)		
	A 事業所等排出区分	7,147 t			7,363 t	3.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t			t t	0 %		
	C その他排出区分		t	•	t	0 %		
	排出合計	* 1	7.147 t	* 2	7.363 t	3 %		
その他の地球 温暖化対策に	対策等の区分	目標年度 取組量等		(計画) (二酸化炭素換算(t))				
よる温室効果	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t			
ガスの削減量等	府内産の木材の利用	(利用量)	m³	(削減量)	t .			
	自然エネルギーを利用した電 力又は熱の供給	(売電量) (熱供給量)	kwh GJ	(削減量) (削減量)	t t			
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t			
	削減量等合計			* 3	t			
差引排出量		基準年度	〔(実績)	目標年度	(計画)	削減率(計画)		
	非山合計—削減等合計)	* 1	7.147 t	(*2)-(*3)	7,363 t	3 %		
特 記 事 項療養環境の改善並びに医療水準の向上を目指し、平成8年から平成12年にかけての改築整備のなかでエネルギーの効率 化を図ったことにより、快適な環境の確保に加え医療機器の充実拡充の他、床面積が約30%増加したにもかかわらず ガス排出量は炭酸ガス換算で4%の増加でとどまったことからエネルギーの抑制に一定の効果を得た。今後も療養環境 の向上の他、電子カルテ導入によるコンピューターシステムの拡充等増加が見込まれるものと推測されるところであ る。ガス排出量削減計画としては、重油からガスへのエネルギー転換を図ることで炭酸ガス排出量を徐々に削減し着 手から3年後には約6%の削減が見込まれる。また第2次改築整備工事を実現することでより建物の有効かつ効率利用を 図りエネルギーの節減に努めたい。								
連 絡 先	ma1担 当 部 署							
	担当者氏名							
	住							
尼盟主众 有	電 話 番 号	4						
	ファクシミリ番号							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 - をいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。